

青森大学学部長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第9条及び青森大学学則第50条の規定に基づき、学部長の選任について定める。

(資格)

第2条 学部長は、人格高潔で学識が優れ、かつ青森大学の教育に関し識見を有するものでなければならない。

(任命)

第3条 学部長は、当該学部の教授のうちから、学長の推薦を受け理事長が任命する。

(任期)

第4条 学部長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(選任を行う場合)

第5条 学部長の選任は、次の場合に行う。

- ①学部長の任期が満了するとき。
- ②学部長が欠けたとき。
- ③学部長が辞任を申し出て、理事長がこれを認めたとき。

2. 前項第3号の辞任は、希望する日の30日前までに申し出るものとする。

(選任の期日)

第6条 前条第1項による選任は、第1号及び第3号の場合は、その事由の生ずる日の10日前までに、第2号の場合は、その事由の生じた日から40日以内に行う。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日からこれを施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。